コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Konoike Transport Co.,Ltd.
最終更新日：2015年7月10日
鴻池運輸株式会社
代表取締役社長　鴻池忠彦
問合せ先：06-6271-4600
証券コード：9025
http://www.konoike.net/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守の徹底及び経営の健全性、迅速性の向上には、コーポレートガバナンスの充実が極めて重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鴻池運輸従業員持株会	2,811,446	9.88
江之子島商事株式会社	2,520,444	8.85
新日鐵住金株式会社	2,451,359	8.61
鴻池　忠彦	1,882,670	6.61
大手町建物株式会社	1,799,137	6.32
鴻池　一季	1,741,297	6.12
株式会社三井住友銀行	1,240,011	4.35
大阪瓦斯株式会社	1,124,456	3.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	771,600	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	727,500	2.55

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1.当社の株式について、上記【大株主の状況】は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
なお、主要株主であった鴻池運輸従業員持株会は、主要株主ではなくなりました。
2.大手町建物株式会社は、平成27年4月1日付で銀泉株式会社に吸収合併されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天江 喜七郎	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天江 喜七郎	○	――	同氏はこれまでの大使等としての豊富な経験と幅広い識見をいかし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導を行っていただいており、適正にその職責を全うしていることから、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間に特別の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反を生じる恐れはなく、当社からの独立性を有しているものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室と毎月1回定例会議を開催し、内部監査室の監査方針、監査計画、指摘事項等の内部監査の内容及び内部監査の進捗状況等の報告を受けております。監査役からは、監査方針、監査計画、監査役監査活動の内容等を報告しております。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、相互に監査計画概要を説明し、意見交換を行うとともに、会計監査人から、四半期レビュー報告、期末監査事前確認と期末監査報告等の説明を受けているほか、適宜情報交換を行っております。さらに、監査役は、会計監査人の当社及び子会社への監査に立会い、連携を深めております。加えて、内部監査室は、会計監査人による監査及び監査役による監査と連携し、効率的な監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
舩橋　晴雄	他の会社の出身者													
木村　直樹	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舩橋　晴雄		当社の株式を10千株保有しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。	同氏のコンサルタントとしての経営に関する高い識見と、中央官庁での幅広いご経験に基づく深い知識を備えられていることから、当社のガバナンス体制の監視役として適任であると判断し、社外非常勤監査役として選任しております。
木村　直樹		同氏が代表取締役社長を務める松本油脂製薬株式会社と当社グループとの間に倉庫保管業務等の取引がありますが、通常の会社間取引であり同氏との間で直接の利害関係を有する取引並びに関係はございません。	同氏の経営者としての高い識見と豊かな経験、優れた能力を備えておられることから、当社の経営管理体制について適切な監査をしていただけるものと考え、社外非常勤監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2015年6月24日開催の当社第75回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額1億円以内の範囲で割り当てることができる旨を決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役(社外取締役を除く)の報酬と株価の連動性を高めることにより、株価変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的に、株式報酬型のストックオプションを導入しています。
また、執行役員に対しても、取締役と同様の理由により、同内容の新株予約権を発行する予定であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役の区分での報酬総額および社外役員の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、各取締役の貢献等を勘案し、決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会で積極的に意見表明いただくために、取締役会資料を開催日の3営業日前に発送するとともに、議案の詳細について、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、提出日現在において、取締役9名（うち1名社外取締役）で構成しております。原則として月に1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督機能の強化に努めております。また、経営環境の変化に迅速に対応し、取締役の各事業年度の経営に対する責任を明確にするため、取締役の任期を1年とするとともに、迅速な意思決定と業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。
また、当社は監査役制度を導入しており、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。
なお、当社では原則として月に1回の定例監査役会を開催し、監査機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を含む取締役会と、複数の社外監査役を含む監査役会を設置しております。それぞれの監査役が取締役会の意思決定を客観的かつ中立的な視点から監査を実施していることに加え、独立した第三者の立場から経営を監督することができる社外取締役を選任することで、業務執行機関に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性・効率性を担保することができると考え、現在の体制を採用しております。
また、社外取締役は、大使等としての国際色豊かな経験と幅広い識見に基づき、客観的かつ専門的な立場から取締役会の適切な意思決定と経営監督の実現に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が最も集中すると見込まれる日を避け、多くの株主様にご出席いただきやすい日に設定するよう努めてまいります。
その他	株主総会の招集通知の発送とあわせて、その当日に当社ホームページにてその内容を公表し、当社株主の皆様が早急に当該内容を閲覧できるようにする方針です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を継続的に年1回以上実施する予定であります。 2015年度は4回開催（合計1000名程度対象）予定。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対し、第2四半期決算、期末決算発表後に決算説明会を実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに、適時開示書類、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署は広報・IR室としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方
当社は、KONOIKEグループ経営理念「KONOIKEグループは、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指します。」を実現するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）から成るKONOIKEグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)「KONOIKEグループ行動指針」において「私たちは法令や社会規範を守り、礼節を重んじ品格ある行動をします。」と定められていることに基づき、役員及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「企業倫理規程」を制定し、法令・定款及び企業倫理の遵守の徹底に取り組みます。
2)「企業倫理規程」の遵守の徹底と実践的運用を行うため、役員及び従業員に対する教育・研修を実施するとともに、「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」を定め、「コウノイケ・ヘルプライン」（以下「ヘルプライン」という）の窓口を社内・社外に設置するなどの体制を整備します。
3)「コンプライアンス規程」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・推進を図ります。なお、同委員会の委員の内1名は社外の有識者とします。
4)内部監査部門において、役員及び従業員の業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果については、代表取締役及び監査役に報告します。
5)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係断絶及び不当な要求への明確な拒絶のための体制の整備に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1)取締役の職務に係る議事録等の文書その他の情報は、「文書管理規程」等の社内規程に従い、各主管部門において、適切に保存及び管理を行います。
2)取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できることとします。
3)「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を整備するとともに、情報管理の徹底を図るため、同規程に基づき「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報の取扱い、保管、セキュリティに関する適切な運用を図ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)「リスクマネジメント規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、「リスクマネジメント委員会」を設置して、企業価値を毀損させる可能性のあるリスクの発現や、危機の発生を予防・抑制する活動を継続的に展開し、リスク管理の整備・構築を図ります。
2)事業上のリスクは、一. 事業継続リスク　二. 資産保全リスク　三. 業務運営リスクの3つのカテゴリーに分類するとともに、各リスクを適正に管理するために、管理レベルを全社リスクと部門リスクに分け、それぞれのリスクについて「リスクマネジメント委員会」で適切な管理を実施します。
3)「事業継続計画（BCP）」を制定し、大災害や大事故、不祥事等の不測の事態が発生した時でも事業の継続や早期の復旧・再開ができる体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。
2)取締役会を原則毎月開催し、取締役会規則に基づき、経営に関する重要事項について、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき審議・決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告します。また、経営会議規程を定め、取締役会の下部機関として経営会議を設置し、定期的に開催します。
3)取締役会において策定した中期経営計画及び年度予算について、月次・四半期毎に業績管理を行い、達成状況の確認、計画及び予算の見直しを行います。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)「関係会社管理規程」において、当社と子会社の情報共有及び業務上の報告についてルールを定めるとともに、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけます。
(2)定期的に当社及び子会社の取締役及び監査役が出席する関係会社月次報告会を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して随時当社取締役会又は当社取締役への報告を義務づけます。
2)子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループが共有する「リスクマネジメント規程」を策定し、同規程において各リスクに応じて責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
(2)当社内に設置される「リスクマネジメント委員会」は当社グループのリスク管理を担当する機関として、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題及びその対策を審議します。
(3)当社グループは、不測の事態や危機の発生時に備え、当社グループ全体の「事業継続計画（BCP）」を策定して、当社グループの役員及び従業員に周知徹底し、当社グループの事業継続の円滑な実施を図ります。
3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社グループは、各社の社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行い、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、かかる体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図ります。
(2)当社グループを網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。かかる策定の作業については、経営層からのトップダウンと事業部門からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。
4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、「企業倫理規程」を制定するとともに「経営品質ハンドブック（マニュアル）」を作成し、当社グループの全ての役員及び従業員に周知徹底します。
(2)当社は、当社グループ各社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置するように努めます。
(3)当社は、当社グループの役員及び従業員に対し、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
(4)当社の内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社に対する年一回の内部監査を実施します。
(5)当社は、当社グループ各社が利用可能な「ヘルプライン」を設置し運用します。
(6)当社グループの海外拠点については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務についての随時の相談、アドバイスを求めることができる提携先を確保し、コンプライアンス体制を整備・運用に努めます。
(7)当社グループ各社は、反社会的勢力の排除に向けて「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」に基づき、体制の整備に努めます。

6. 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1)監査役会の下に監査役室を置き、監査役室に監査役の職務を補助すべき専任の使用人を常時配置し、監査役の職務を補助させるものとします。
2)監査役補助者に関する人事を決定するにあたっては、監査役の意見を求めることとします。
3)当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助使用人に対する指揮命令権を定めます。

7. 当社の監査役への報告に関する体制
1)当社グループの役員及び従業員は、当社監査役からの業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
2)当社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等や、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。
3)当社の内部監査、コンプライアンス及びリスク管理を所管する各担当部署は、定期的又は必要に応じて適宜遅滞なく監査役に対し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。
4)当社グループのヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対し報告します。

8. 監査役への報告したことを理由として不利益扱いを受けないことを確保するための体制
1)当社は、「監査役会規則」において、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。
2)「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」に基づいて、ヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員から法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかわる通報を受けた場合、通報内容について速やかに監査役に報告します。また、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記します。

9. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
2）当社は、監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
3）当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。
4）監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携に努め、定期的な打ち合わせを行うほか、相互に監査結果についての報告会を行い、必要に応じ随時情報交換を行うことで監査の実効性を確保します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成20年5月27日開催の定例取締役会において、「反社会的勢力等による被害を防止するための基本方針」を定め、適宜見直しを行っております。この基本方針の内容として、(1)反社会的勢力等との関係遮断について、企業倫理規程の中に明文を設ける、(2)反社会的勢力等からの不当な要求に対しては、組織全体として対応する、(3)反社会的勢力等からの不当な要求に対する従業員の安全を確保する、(4)平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係の構築、(5)反社会的勢力等の一切の関係を遮断、(6)反社会的勢力等からの不当な要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応する、(7)反社会的勢力等からの不当な要求が、事業活動や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は行わない、(8)反社会的勢力等への資金、その他財産上の利益の提供は行わないことを定めております。
また、取引先等に対し、適時適切なチェックを実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成25年8月30日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決定いたしました。また、本プランの導入に関する承認議案を平成26年6月25日開催の当社第74回定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認を頂いております。

1. 基本方針の内容について
当社は、当社の企業価値が、当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその源泉を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%に相当する株式（以下「支配株式」といいます）の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針（以下「本基本方針」といいます）と致します。

2. 本プランの概要
(1)本プラン導入の目的について
当社は、上記1. のとおり、買収者に対して、場合によっては何らかの対応措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。
しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行って頂くためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握して頂くことが必要であると考えます。そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行って頂くためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえて頂くことが必要であると考えます。
したがいまして、当社と致しましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。
以上の見地から、当社は、本基本方針を踏まえ、1. 大規模買付行為（概要、当社の支配株式を取得する行為又はその可能性のある行為をいいます）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、2. 当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、3. 株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。

(2)本プランのスキームの概要
大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、必要な情報を当社に対して提出いただきます。当社取締役会は、かかる必要な情報の提供が完了したと当社取締役会又は独立委員会が判断した旨を開示した日から起算して、最長90日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合は最長60日間）（以下「取締役会評価期間」といいます）、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ながら、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものと致します。独立委員会も上記と並行して、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ながら、大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行うものと致します。当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の決議又は株主総会の招集の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものと致します。
本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大規模買付行為が開始された場合には、当社は、原則として、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、新株予約権の無償割当て等の所要の対抗措置を発動することと致します。
大規模買付者が本プランにおいて定められた手続に従っている場合であって、独立委員会委員が全員一致により所定の対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従って、新株予約権の無償割当てを行うこと及びその取得条項の発動その他の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとし、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従って、新株予約権の無償割当て及びその取得条項の発動その他の対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うものと致します。
当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものと致します。新株予約権の無償割当てをする場合には、大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます）による権利行使は認められないとの条件や、新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項、又は当社が新株予約権の一部を取得
するときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等を設けることがあります。
なお、本プランの有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第77回定時株主総会の終結の時までと致します。
本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」（参考URL：http://www.konoike.net/news/detail.php?id=95）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 情報開示の基本方針
当社は、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を与える決定事実・発生事実・決算に関する情報等が発生した場合、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づく情報開示を行っております。
また、適時開示規則等に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様に当社をご理解いただくために必要と判断される情報につきましては、公示性・継続性に留意し、迅速且つ積極的な情報開示に努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
(1)当社の会社情報は、基本的な流れとして、事業活動を通じて、各事業本部、総務部、並びに経理部を経由して情報取扱責任者（財務経理本部本部長）に集約されます。それらの会社情報に対して、必要に応じて適時開示委員会を開催し、適時開示の要否を審議しております。適時開示が必要な会社情報として認識した場合、情報取扱責任者は代表取締役社長へ報告した後、開示に関する手続き等を行います。
(2)情報別の手続きは、下記の通りであります。尚、開示情報の作成に至っては、必要に応じて顧問弁護士等から指導を受けることにより、正確な情報を開示するように努めております。
イ. 決定事実に関する情報
総務部が主体となり経理部と連携して情報を収集し、適時開示が必要な情報については、取締役会で承認を得た後、情報取扱責任者が速やかに開示しております。
ロ. 発生事実に関する情報
内部情報管理者である総務人事本部本部長が情報を収集し、経理部は、適時開示が必要な情報について適時開示担当役員（財務経理本部本部長）に伝達し、代表取締役社長の承認を得た後、速やかに開示しております。
ハ. 決算に関する情報
経理部が主体となり情報を収集し、適時開示が必要な会社情報については、取締役会で承認を得た後、情報取扱責任者が速やかに開示しております。

3. 適時開示の方法
適時開示が必要な場合は、決定・発生後遅滞なく適時開示情報伝達システム（TDnet）により公表しております。尚、TDnetによって公表した情報は、当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

4. 適時開示のモニタリング

当社の適時開示に係る体制が適切に機能しているかどうかを確認するために内部監査室の監査に加え、監査役による監査を実施しております。

［適時開示体制及び内部情報管理体制と証券取引所への報告体制の全体図］

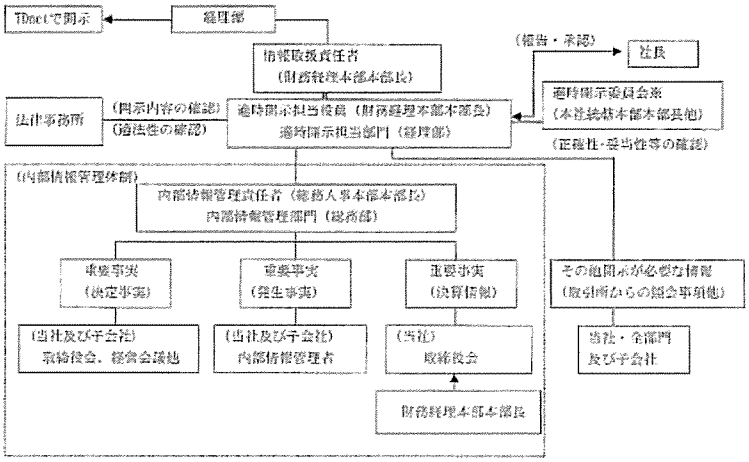

（注）※ 適時開示委員会メンバー：本社統括本部本部長（委員長）、適時開示担当役員（財務経理本部本部長）、内部情報管理責任者（総務人事本部本部長）、経営企画本部本部長、該当当部門長（経営企画本部本部長）、（子会社に係る重要事実・企業情報の場合）子会社の内部情報管理者